

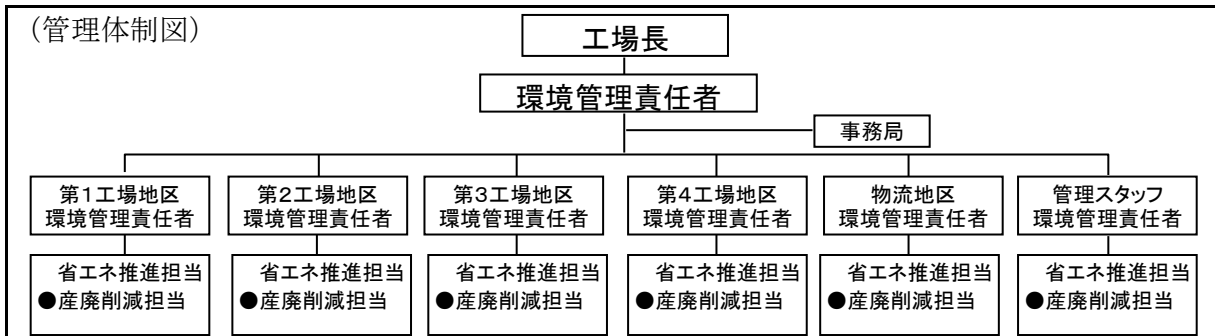
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書																																																					
R 6 年 6 月 1 3 日																																																					
滋賀県知事 三日月 大造 殿																																																					
提出者 住 所 滋賀県東近江市下岸本 2 0 8 番地 パナソニック ホームズ株式会社 湖東工場 氏 名 工場長 森崎 正敬 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0 7 4 9 - 4 5 - 1 5 5 1																																																					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。																																																					
事業場の名称	パナソニック ホームズ株式会社 湖東工場																																																				
事業場の所在地	滋賀県東近江市下岸本町 2 0 8 番地																																																				
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 3 1 日																																																				
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																																																					
①事業の種類	鉄骨系プレハブ住宅製造業(2444) <工業化住宅部材の製造、販売>																																																				
②事業の規模	生産高 200億円(令和5年度)																																																				
③従業員数	549名 (令和6年4月現在) ※協力会社・派遣社員含む																																																				
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>・汚泥</td><td>→(※焼却)</td><td>→燃え殻→(焼却・溶融)→路盤材</td><td>【再生】</td></tr><tr><td>・汚泥</td><td>→(※セメント原料化)</td><td>→セメント用原料</td><td>【再生】</td></tr><tr><td>・廃油</td><td>→(※混合)</td><td>→セメント用燃料・原料</td><td>【再生】</td></tr><tr><td>・廃油、廃アルカリ</td><td>→(※油水分離)</td><td>→セメント用燃料・原料</td><td>【再生】</td></tr><tr><td>・廃プラスチック類</td><td>→(※圧縮固化)</td><td>→固形燃料</td><td>【再生】</td></tr><tr><td>・木屑</td><td>→(※破碎)</td><td>→燃料チップ、製紙チップ</td><td>【再生】</td></tr><tr><td>・乾電池</td><td>→(※破碎・焼却)</td><td>→燃え殻→(焼成)→路盤材、金属</td><td>【再生】</td></tr><tr><td>・ガラス陶磁器くず</td><td>→(※破碎)</td><td>→路盤材</td><td>【再生】</td></tr><tr><td>・ガラス陶磁器くず</td><td>→(※破碎・焼却・焼成)</td><td>→原材料</td><td>【再生】</td></tr><tr><td>・建設系混合廃棄物</td><td>→(※焼却)</td><td>→燃え殻→(焼成・焙焼)→路盤材</td><td>【再生】</td></tr><tr><td>・建設系混合廃棄物</td><td>→(※選別・破碎)→<木屑><コンクリート屑></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>→<木屑>→(破碎)→燃料チップ、製紙チップ</td><td></td><td>【再生】</td></tr><tr><td></td><td>→<コンクリート屑>→(破碎)→路盤材</td><td></td><td>【再生】</td></tr></table> 注) ※印はすべて再生利用業者もしくは優良認定処理業者へ処理を委託、自社処理なし	・汚泥	→(※焼却)	→燃え殻→(焼却・溶融)→路盤材	【再生】	・汚泥	→(※セメント原料化)	→セメント用原料	【再生】	・廃油	→(※混合)	→セメント用燃料・原料	【再生】	・廃油、廃アルカリ	→(※油水分離)	→セメント用燃料・原料	【再生】	・廃プラスチック類	→(※圧縮固化)	→固形燃料	【再生】	・木屑	→(※破碎)	→燃料チップ、製紙チップ	【再生】	・乾電池	→(※破碎・焼却)	→燃え殻→(焼成)→路盤材、金属	【再生】	・ガラス陶磁器くず	→(※破碎)	→路盤材	【再生】	・ガラス陶磁器くず	→(※破碎・焼却・焼成)	→原材料	【再生】	・建設系混合廃棄物	→(※焼却)	→燃え殻→(焼成・焙焼)→路盤材	【再生】	・建設系混合廃棄物	→(※選別・破碎)→<木屑><コンクリート屑>				→<木屑>→(破碎)→燃料チップ、製紙チップ		【再生】		→<コンクリート屑>→(破碎)→路盤材		【再生】
・汚泥	→(※焼却)	→燃え殻→(焼却・溶融)→路盤材	【再生】																																																		
・汚泥	→(※セメント原料化)	→セメント用原料	【再生】																																																		
・廃油	→(※混合)	→セメント用燃料・原料	【再生】																																																		
・廃油、廃アルカリ	→(※油水分離)	→セメント用燃料・原料	【再生】																																																		
・廃プラスチック類	→(※圧縮固化)	→固形燃料	【再生】																																																		
・木屑	→(※破碎)	→燃料チップ、製紙チップ	【再生】																																																		
・乾電池	→(※破碎・焼却)	→燃え殻→(焼成)→路盤材、金属	【再生】																																																		
・ガラス陶磁器くず	→(※破碎)	→路盤材	【再生】																																																		
・ガラス陶磁器くず	→(※破碎・焼却・焼成)	→原材料	【再生】																																																		
・建設系混合廃棄物	→(※焼却)	→燃え殻→(焼成・焙焼)→路盤材	【再生】																																																		
・建設系混合廃棄物	→(※選別・破碎)→<木屑><コンクリート屑>																																																				
	→<木屑>→(破碎)→燃料チップ、製紙チップ		【再生】																																																		
	→<コンクリート屑>→(破碎)→路盤材		【再生】																																																		

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	-
	排出量	2,028t	-
	(これまでに実施した取組)		
	令和5年度は工場地区全体の廃棄物削減活動により▲274tの 廃棄物発生量を削減 (内訳) ①木屑 ▲163t ②陶磁器屑（外装材・石膏B） ▲91t ③廃プラスチック類 ▲20t		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	-
	排出量	1,941t	-
	(今後実施する予定の取組)		
	①木材加工歩留り改善、端材活性 ▲14t ③外装材・石膏ボード、端材活性 ▲27t ②廃プラスチック類 ▲5t <▲3.0%以上の削減目標>		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現在30品目に分別して管理
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記分別管理の徹底と継続、及び サーマル処理品目の再資源化推進

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	-	-
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	-	-
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	-	-
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	-	-
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	-	-
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	-	-
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	-	-
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	-	-
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	-
	全処理委託量	2,028 t	-
	優良認定処理業者への処理委託量	901 t	-
	再生利用業者への処理委託量	1,127 t	-
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	-
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	-
	(これまでに実施した取組)		
	・全委託業者に対する現地確認(1回/年)を実施し、処理委託先選定(確認)シートにより委託可否を判定する ・できるだけ優良事業者より選定する ・電子マニフェストへの対応を選定の条件とする		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	-
	全処理委託量	1,942 t	-
	優良認定処理業者への 処理委託量	863 t	-
	再生利用業者への 処理委託量	1,079 t	-
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	-
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	-
	(今後実施する予定の取組) ※継続		
	・全委託業者に対する現地確認（1回/年）を実施し、 処理委託先選定（確認）シートにより委託可否を判定する ・できるだけ優良事業者より選定する ・電子マニフェストへの対応を選定の条件とする		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 までの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

[illegible]